

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

平成20年3月31日

条例第14号

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量及び資源化)

第11条 事業者は、資源物の分別の徹底を図ること等により、事業系廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等の過剰な使用を抑制するとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等を回収するための方策を講ずること等により、当該包装、容器等に係る廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

4 事業者は、レジ袋の使用の抑制に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置)

第26条 事業用の建築物の所有者又は当該建築物を建築しようとする者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）を要する者をいう。以下同じ。）は、当該建築物又はその敷地内に、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）を建築しようとする者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物を建築しようとする者は、当該保管場所について、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任)

第27条 事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の所有者以外で当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権限を有する者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

（減量等計画書の作成）

第28条 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。